ごみの減量とリサイクルに取り組もう！

９月11日㈬～10月31日㈭は秋のごみ減量・資源化促進月間です。

問い合わせ　清掃事業課（西24北４、☎37・2311）

令和５年度の市民一人一日当たりのごみ排出量は877グラムで、前年度より20グラム、総排出量では1488トンの削減となりました。

皆さんの協力により、ごみの減量と資源化が進んでいますが、今後さらなる減量を進めるため、燃やすごみの約半分を占める生ごみの減量に取り組みましょう。

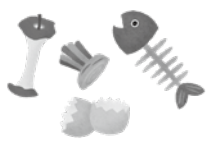

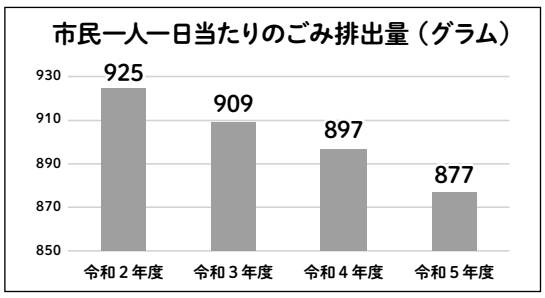

ごみ減量のメリット

・焼却などにかかるエネルギーの節約　・焼却炉や埋立地の延命
・地球温暖化の防止　・コスト（処理費・運搬費）の軽減　など

秋のリサイクル広場

ごみの減量やリサイクルに関するパネルなどを展示します。

●**日　時**　９月11日㈬～13日㈮、９時～17時（最終日は15時まで）

●**場　所**　市民ホール（市庁舎１階）

リサイクル忍者「わけすけ」

生ごみの減量方法

その一：水切り

生ごみの約80%は水分

水切りしないと

水切りすると

ポイント

1 濡らさない
野菜のヘタなど使わない部分は洗う前に切り落とす

2 最後のひと絞り
生ごみを出す前に「ぎゅっ」とひと絞り

3 乾燥させる
お茶がらや果物の皮などは、一晩おいて自然乾燥（新聞紙に広げて天日に干せば早く乾く）

その二：食品ロス※の削減

食品ロスの主な原因は買い過ぎ、期限切れ、食べ残しでござる。暮らしの見直しをお願いするでござる。

ポイント

1 必要な分だけ購入する
- 買い物前に在庫をチェック
- 店では、使いきれるサイズや数を選んで購入する

2 期限内に消費する
- 定期的に冷蔵庫などをチェック
- 食材によっては、冷凍など保存方法を工夫する

3 食べきる
- 食べきれる量を作り、残さない
- 残ったときは冷蔵・冷凍して早めに食べきる

※**食品ロス**　本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと

児童手当を高校生年代まで延長します

令和６年12月支給分より制度が変わります。

問い合わせ　こども課（市庁舎３階、☎65・4160）

市ホームページID.1017578

次代を担うすべての子どもの育ちを支える基礎的な経済支援として、児童手当の所得制限を撤廃し、支給期間を高校生年代まで延長します。

また、第３子以降の支給額を３万円とします。

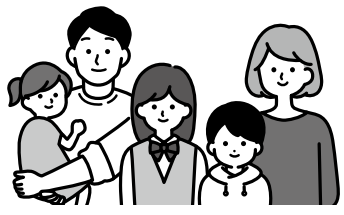

●新たに児童手当を受ける場合は申請が必要です

高校生年代の児童のみを監護している場合などは、申請が必要です。対象者には９月中旬から下旬に、市から案内を送付します。

現在、児童手当を受給している人は、申請不要です。

ただし、大学生年代の子を養育しており、かつ大学生年代の養育する子と高校生以下の子が合計３人以上となる場合は、申請が必要となります。

なお、公務員は申請が必要かどうか各職場へ確認してください。

●案内が届かない人もいます

単身赴任などで帯広市に居住している場合、支給対象となる子どもがいても、帯広市からの案内が届かない場合があります。10月になっても申請案内が届かないときは、問い合わせください。

主な変更点

	これまで	令和６年10月分から（令和６年12月振込）
支給対象	15歳到達以後の最初の年度末まで（中学生まで）	18歳到達後の最初の年度末まで（高校生年代まで）
所得制限	あり	なし
手当月額	・３歳未満　一律：15,000円 ・３歳～小学校終了まで 第１子、第２子：10,000円 第３子以降　：15,000円 ・中学生　一律　：10,000円 ・所得制限以上上限額以内　一律：5,000円 ・上限額以上　支給なし	・３歳未満 第１子、第２子：15,000円 第３子以降　：30,000円 ・３歳～高校生年代 第１子、第２子：10,000円 第３子以降　：30,000円
支払期日	３回（２月、６月、10月）（各前月までの４カ月分）	６回（偶数月）（各前月までの２カ月分）
支払通知	支払いごとに、はがきで通知	なし（通帳記帳などで確認してください）

広報おびひろは、マンションやアパート単位など（４世帯以上）でも、代表者へ市から送付することができます。代表者１人（住人・管理人など）をお決めの上、広報広聴課へ住所・氏名などを連絡してください。　問広報広聴課（市庁舎３階、☎65・4109）　市ホームページID.1007406